

○登記書類（公図等も含みます）取得が通常通りできるようになります○

先日のお知らせの通り平成30年1月26日付で換地公告（県公告）を行い、換地処分が開始され登記が閉鎖されておりましたが、平成30年3月12日（月）より通常通り取得ができるようになりますとさいたま地方法務局春日部出張所から連絡がありましたので、お知らせいたします。

登記閉鎖中にご不便をおかけいたしました。ご協力ありがとうございました。